

「動物の多数(頭)飼養届出制度(案)」に対する御意見と県の考え方

【実施概要】

◆意見募集期間:平成25年10月1日～平成25年10月31日

◆意見者数:21名

◆意見数:60件

(反映状況の区分)

A: 意見を反映し、案を修正した B: 既に案で対応済み

C: 案の修正はしないが、実施段階で参考としていく D: 意見を反映できなかった E: その他

分類	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
対象動物	届出の対象動物を犬猫に限らず、全ての愛玩動物に広げて欲しい。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
	繁殖を抑制する観点から、生後90日齢以下の犬猫についても届け出の対象とする。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
	鳥類は容易に繁殖が可能で、鳥の多くは犬猫より知能が高く、寿命も長いことから、届出対象動物に鳥類も追加する。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
	ウサギは繁殖力が高く、近年飼養世帯が増加していることから、届出対象動物にウサギを追加して欲しい。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
	猫は犬と異なり登録制度が無いいため、飼養についての定義付けが改めて必要となる。	2	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
対象数	届出対象となる飼養頭数が10頭では多すぎる。もっと少ない頭数から届出対象にすべき。	5	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
	届出の対象となる飼養頭数を実質的に世話を出来る人間の数をベースにして規定する。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
	犬と猫は別に扱うべき。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
	猫の届出対象数は10頭ではなく20頭でもよいのではないか。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
対象時期	対象頭数を超えてから届出をするのではなく、規定頭数を超えて飼養する可能性があれば事前に届出を行ってもよいのではないか。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
除外対象	動物の保護・譲渡活動に伴い専用施設を有さずに多頭飼養をしている者は届出対象から除外するべき。	5	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
変更等届出	飼養頭数に変化があった際には、変更届を提出させる規定にして欲しい。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
罰則	罰則規定が過料のみでは不十分。懲役、罰金あるいは料金を加えたほうがよい。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
	違反のあった飼養者に対して、行政が強制に保護・収容できる規定も設けるべき。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
	違反のあった飼養者に対して、動物飼養禁止の規定を設けて欲しい。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
	環境被害が発生し、改善がみられない場合には、飼主に対して動物愛護法25条の措置命令等を適用する規定を設けて欲しい。	1	現行法に基づき適切に対処いたします。	E
	過料の金額を具体的数字で明記して欲しい。	1	既に実施しております。	B
	罰則を犬猫別に規定する。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
	動物虐待を行っている動物取扱業者等に対し、罰則を適用するなどして厳しく取り締まって欲しい。	2	現行法に基づき適切に対処いたします。	E

	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
運用関係	保護活動目的での多頭飼養の場合には、寄付金を募るかどうか確認の上、募る場合には募る相手方を明記させ、収支報告等についても定期的に報告させる。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
	届出を徹底させるとともに、定期的に巡回・監視して欲しい。	1	既に同趣旨の内容を含んでおります。	B
	特定地域を設けずに県内全域を届出の対象地域とすべき。	1	政令指定都市であるさいたま市については、市独自で動物愛護条例を制定しているため、本条例の適用からは除外されますが、制度の運用に際しては、情報の共有や相互の連携に努めてまいります。	D
	届出ではなく許可制にすべき。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
	動物の繁殖業者や販売業者への立ち入り調査を月に1回程度実施し、行政がチェックして欲しい。	1	今後とも法に基づき定期的な監視指導に努めてまいります。	E
	条例改正後は、広く制度の周知やPRを行って欲しい。	1	御意見を反映し、改正後の周知に努めてまいります。	A
	行政の指導体制をマニュアル化すべき。	1	御意見の趣旨につきましては、実施段階での参考とさせていただきます。	C
反対意見	届出による実質的な効果が期待できない。少数飼養でも問題のある飼主は多数おり、多頭飼養者を監視するための届出制度には反対する。	3	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
	届出をしても、職員が少ない今の状況では必要な確認もできず、状況の改善は望めない。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
		1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
その他	ペットショップやブリーダー等が販売契約前に行う事前説明の義務規定を更に強化していただきたい。	1	今後も国の動向を注視し、議論を重ねてまいります。	E
	飼い犬、飼い猫の不妊去勢手術を義務化して欲しい。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
	飼い犬へのフィラリア駆虫薬投与を義務化して欲しい。	1	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D
	飼い犬、飼い猫の不妊去勢手術費用を県で助成して欲しい。	2	御意見の趣旨を参考とさせていただき、今後も議論を重ねてまいります。	E
	飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用を県で助成して欲しい。	2	御意見の趣旨を参考とさせていただき、今後も議論を重ねてまいります。	E
	動物の終生飼養施設を新設するなど積極的に譲渡を行い、殺処分を無くして欲しい。	1	今後も譲渡の推進などにより犬猫致死処分の削減に積極的に取り組んでまいります。	E
	地域猫について、市町村での講演を定期的実施し、地域猫活動をより一層推進していただきたい。	1	今後も地域猫活動を推進してまいります。	E
	動物虐待を防止するためにアニマルポリスの設置を国に呼びかけて欲しい。	1	今後も国の動向を注視し、議論を重ねてまいります。	E
	動物飼養経験者や愛護団体と手を結び協力し合うことを明記した条項を設けて欲しい。	2	埼玉県動物愛護管理推進計画に基づき既に実施しております。	B
	犬猫の困りごとを相談する窓口としてに動物民生員制度を導入する。	1	動物愛護推進員を増員し、更なる活動の推進に努めてまいります。	E
	近隣国で狂犬病が発生している状況を踏まえ、国内での予防体制を見直すことが重要である。	1	今後も国の動向を注視し、議論を重ねてまいります。	E
	野良猫の餌やりを禁止する条項を追加して欲しい。	2	御意見の趣旨を拝聴いたしました。	D

